



(東京西北部)

東京・千駄ヶ谷五丁目遺跡

1 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目・新宿区新宿四丁目
(新宿四丁目遺跡)

2 調査期間 一九九三年(平5)四月～一九九四年六月

3 発掘機関 渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会

4 調査担当者 佐藤雅一・石坂圭介・橋本充史・及川 登

5 遺跡の種類 武家屋敷跡・門前町屋跡

6 遺跡の年代 旧石器時代後期、縄文時代前期～後期、江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

千駄ヶ谷五丁目遺跡は新宿区の南西端、渋谷区の北東端にあり、

淀橋台地(下末吉面)の千

駄ヶ谷丘陵の北東側に位置する。丘陵の東・西側には、

湧水を伴うと推測される谷

筋がめぐり、南側は谷合となっている。ほぼ中央から南東側に向かって、字名「大谷戸」と通称された浅い谷が形成されている。湧

水の水源は現標高約三〇m付近で確認される。調査区の現標高は約三六mである。本遺跡の調査は、旧日本国有鉄道新宿貨物駅舎跡地の再開発事業に伴う新宿新南口RCビル(高島屋タイムズスクエアほか)の建設事業と、併設する渋谷区の特別区道一〇五三号線の設置に伴う緊急発掘調査である。調査面積は一六二〇〇m²である。なお、当遺跡は新宿区側では「新宿四丁目遺跡」として登録されているが、遺跡としては一体の遺跡である。

江戸時代、本遺跡周辺の千駄ヶ谷丘陵は、当初は丘陵のほぼ全域が「武藏国豊島郡千駄ヶ谷村地」であったと思われる。一七世紀中葉から末頃には、大名屋敷・与力同心大縄地が成立し始め、一八世紀以降は旗本・御家人地の急増、細分化が進む。こうした武家地の増加に伴い、「千駄ヶ谷村地」は減少していくものと思われる。

また、文献史料・絵図の調査から、武家地に包括された百姓・耕作地は武家屋敷の使用人・管理地へと変化していた可能性が指摘されている。

このように、文献史料によつて押領者の推定が可能であるので、検出した遺構については、押領者と遺構との整合性を検討することができる。そこで、遺構については押領者ごとに記述し、合わせて木簡出土遺構を紹介する。墨痕のあるものはこの他にも出土しているが、ここでは文字・文意が読みとれる木簡を中心的に、九遺構一九点の木簡について紹介することとした。遺構名の次の「」は、出

土木簡点数、及び対応する木簡番号を示す。

①長延寺門前町屋（新宿四丁目遺跡）

調査範囲は門前町屋の南西端、新宿四丁目遺跡として登録されている部分に該当する。絵図と照合すると裏店の空き地（火除地）に位置し、そうした町屋奥の土地利用が遺構から窺われる。また町屋は、狭い敷地の中に、絵図から五区画、一〇戸が確認された。建物自体が非常に狭いことから、生活の場ではなく店舗利用のみであった可能性が高い。

A一〇四七号遺構（井戸） \times 一点 (1)

町屋拝領時、一六八三年に最南端の店の裏に形成された井戸である。遺物から一七一〇年から一〇年代には廃棄されたと思われる。

B一一四六号遺構（土坑・地下室） \times 一点 (2)

一九世紀には、町屋最南端の店の裏には、貯蔵施設としての地下室、ごみ穴などが連続して形成されていたと考えられる。遺物から少なくとも一八一〇年代から明治初頭までには形成・廃棄されたと思われる。

②朝倉太次郎屋敷

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したために当地を拝領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は、提灯奉行、七〇俵五人扶持であった。神谷家は一七〇三年には屋敷を幕府に取り上げられ、拝領地は千駄ヶ谷村の名主預かりとなる。

A〇七一九号遺構（井戸） \times 一点 (4)

拝領当初、一六八三年に屋敷の表側に形成された井戸と思われる。遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。

B〇四八一号遺構（井戸） \times 二点 (5)(6)

調査範囲は拝領地全体の約半分、屋敷奥である。文献調査では、実際に本人が居住していた「居屋敷」と考えられている。当時は小普請組岡村備後守支配に属し、その後西丸書院三番秋田淡路守組へ御番入りを果たしている。家禄は三百俵であった。

A〇六一七号遺構（井戸） \times 一点 (3)

前拝領者、坂川次郎作の頃、一八二〇年から三〇年代に形成された可能性があり、少なくとも朝倉太次郎の拝領当初、一八四五五年には屋敷裏手の奥側に形成された井戸と推測されている。木簡の墨書きから「朝倉」が確認され、「居屋敷」の可能性が高まつたと考えられる。遺物から幕末・明治初頭には廃棄されたと思われる。

③神谷伝五左衛門屋敷

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したために当地を拝領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は、提灯奉行、七〇俵五人扶持であった。神谷家は一七〇三年には屋敷を幕府に取り上げられ、拝領地は千駄ヶ谷村の名主預かりとなる。

A〇七一九号遺構（井戸） \times 一点 (4)

拝領当初、一六八三年に屋敷の表側に形成された井戸と思われる。遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。

B〇四八一号遺構（井戸） \times 二点 (5)(6)

○七一九号遺構と同様に、本遺構も一六八三年に、屋敷の表側に形成された井戸と思われ、遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。○七一九号遺構に隣接して併設された井戸と思われる。

④根本善左衛門屋敷

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したため当地を拝領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は提灯奉行、家禄は不詳である。

A○四八四号遺構（井戸）〈三点（7）～（9）〉

拝領当初、一六八三年に屋敷の裏手、奥側に形成された井戸と思われる。遺物から一七〇〇年代の初頭に廃棄されたと推測される。

⑤黒鍬者大縄地

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、絵図から名字の無い者四人が居住する屋敷であるとされる。同心以下の身分の屋敷であろうか。黒鍬者とは、古くは戦の際に橋を架けるなどの役務があったようであるが、江戸時代からは実際の職務内容は不明な点が多いとされている。大縄地とは、与力・同心の数名に対して拝領地を賜つた際に、大縄を用いて均等に拝領地を等分したことに起因するとされている。

A一一二三号遺構（井戸）〈一点（10）〉

前拝領者、根本家の一六九〇年代から一七〇〇年代には形成され、根本家の屋敷引き上げの際にも廃棄されず、黒鍬者大縄地の拝領時、一七四九年の絵図に記載された井戸に該当する遺構と思われ、継続して井戸が使用されていることがわかる。南東の屋敷の表側に井戸

が位置していた。その後、遺物から一七五〇年から六〇年代には廃棄されたと推測される。

B一一三三二号遺構（井戸）〈二点（11）〉

一七七〇年代には形成された井戸で、南東の屋敷の裏側に位置している。遺物から一八二〇年から三〇年代に廃棄されたと思われる。

⑥横田甚右衛門屋敷

調査面積は拝領地の約三分の一にあたる。文献調査では当時、御側衆、百人組頭、大目付のほか、屋敷改方の抱屋敷禁制の制定などに深く関わっており、幕府の要職を務めている。所領は最大で九五〇〇石であり、幕臣の旗本としては最大である。所領は上野国緑野郡・甘楽郡、下野国都賀郡・芳賀郡、常陸国新治郡・河内郡・真壁郡、近江国蒲生郡・甲賀郡・野洲郡・栗田郡、武藏国比企郡・入間郡にあった。一六九六年から一七二〇年までは居屋敷、一七二〇年から八九年には下屋敷であったと思われる。

A○○五六号遺構（井戸）〈八点（12）～（19）〉

拝領時の一六九六年には形成され、遺物から一七三〇年代から四〇年代には廃棄されたと思われる。本遺構は井戸の径としては最大であることから、より主要な屋敷建物に付随した井戸として機能していたのではないかと推測している。遺物には、木製の箸・串が大量に確認され、若干の折敷も確認された。また徳利や樽などに使用された栓と思われる遺物も大量に出土している。「享保十五年（一

七二〇)」と推測される墨書の木簡と箸・串・折敷から、一七二〇

年前後頃の大身旗本の宴会に伴う遺物と思われる。また中国製の磁器碗、京焼の古清水様式の色絵金彩の花瓶・徳利など、大身旗本の居屋敷であつた優雅さが窺われる。

8 木簡の釈文・内容

①長延寺門前町屋（新宿四丁目遺跡）

一〇四七号遣構（井戸）

(1) 「十二」

□

一一四六号遣構（土坑・地下室）

(2) 「大
三
び
く」

(225)×(290)×8 061

径103×厚11 061

「肥後紅」とは、肥後熊本藩細川家の幕府献上品の「御進上成る、名物の内成」とされたもののうち、上位から「第四段」めの「菓子・酒・食物」項にある「紅花餅」の可能性がある（第六節特産物、肥後藩の特産物「熊本県史」）。また、熊本城下の物産書き上げには

「出京町」の「紅粉卸」が記載されている（『御府中小路町々産物附』熊本県立図書館蔵）。遣構は居屋敷であったことから、「朝倉」自身が幕府献上品の「肥後紅」を所望したい旨を札に書きとめたものであろうか。しかし、少なくとも明治初年の屋敷引き上げの際に木簡は廃棄されている」とから、憶測ではあるが、一度上役への付け届けの品々に、書きとめた札を付けて肥後紅を賜りたい旨を言上しようとしたが何らかの事情で取りやめたのであろうか。しかしながら、

(1)は、小さめな曲物の底蓋と推測され、三方所の部材を木釘などにより結合している。墨書の最後が不明ながら数字が記載されており、数量を示したものと思われる。ヒノキ属。

(2)は、絵馬の中央下端に記載されたものである。白い胡粉の上に輪郭を墨で、飾紐のみ朱で走り駒を描き、その上に墨書により署名をしている。胡粉が剥落したため、署名の墨書が欠損したと思われる。町屋から出土していることから、墨書は絵馬の制作者・絵師か、

③神谷伝五左衛門屋敷

願人の氏名と思われる。スギまたはヒノキ科。

②朝倉太次郎屋敷

〇六一七号遣構（井戸）

(3) 「。朝倉
是非奉願候」

57×35×5 021

57×35×5 021

○七一九号遺構（井戸）

(4) ×寺

径140×厚20 061

曲物の蓋と思われる。「寺」の記載から、江戸遺跡からよく確認される、寺院において「納豆」などを製造して武家地への「進上」物として曲物に納めた事例に該当すると思われる。神谷家に縁の深い寺院か、隣接した「天龍寺」「長延寺門前町屋」の可能性もある。

提灯奉行の役得であろうか。トウヒ属。

○四八一号遺構（井戸）

(5) ×上ス

舟橋屋安兵衛□

195×109×9 065

(6) 「
〔借金カ〕
○右之通吟味仕□
為成又々被仰付可×

195×141×9 065

か。または、下書、習書のようなものであろうか。これも鋸のよくなもので二次的に切断されたと思われる。法量と材の共通性から、(5)(6)は本来同一個体であった可能性もある。その場合、「進上」物が借金証文の担保となつたか、あるいは「進上」物を贈りながらも、商人が武士に借金の返済を催促したことなどが考えられよう。モミ属。

○四八四号遺構（井戸）

(4) 根本善左衛門屋敷

(7)

□

葉子

×上

(53)×(319)×4 065

(8) 「
進上」

清水焼□□□
〔皿又〕
紙袋入

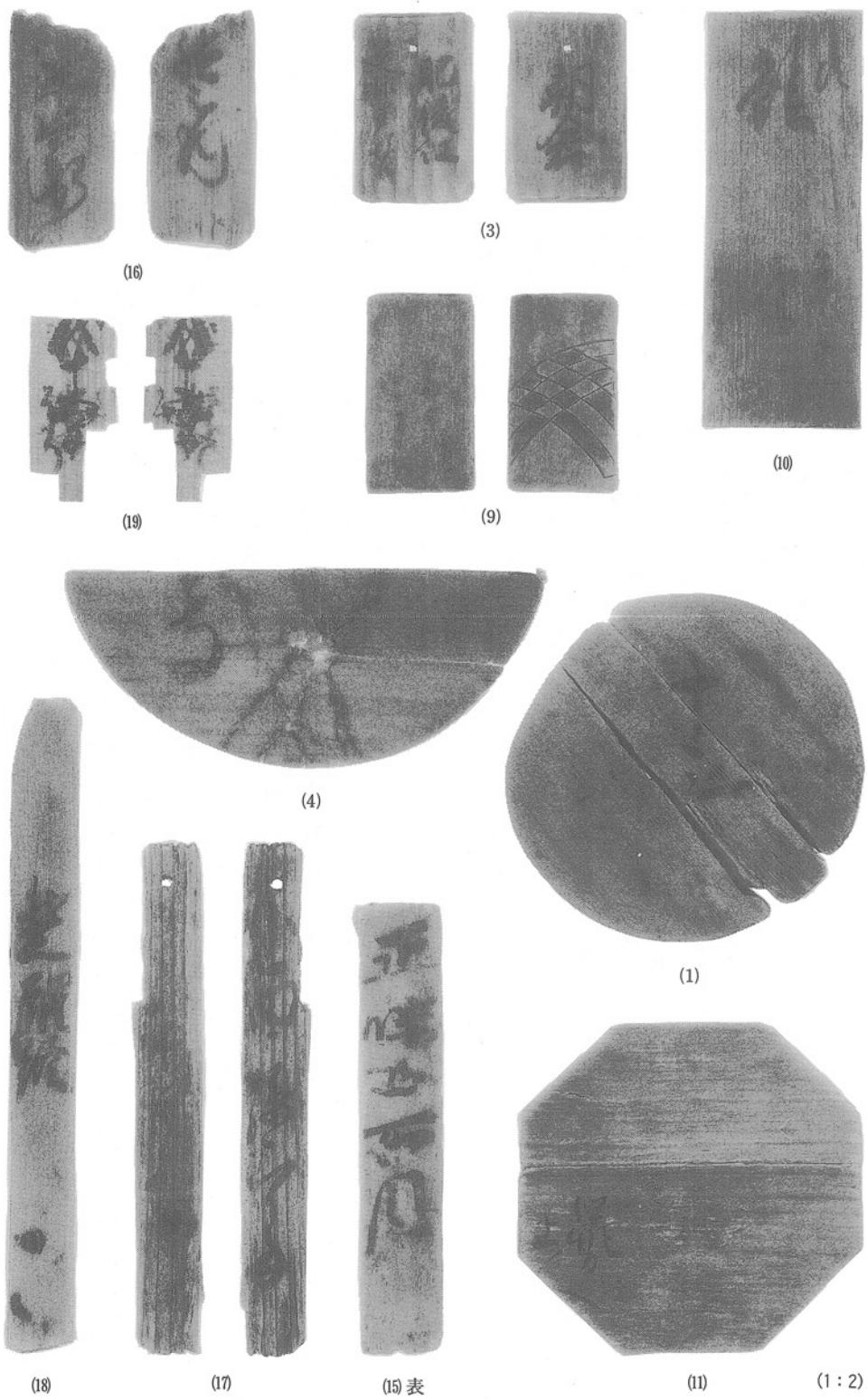
高□□五郎

」

148×180×8 061

(5)は、当該地は居屋敷と考えられるので、商人と考えられる「舟橋屋安兵衛」が神谷伝五左衛門に「(進)上」物を納めた際の、容器の蓋として利用された後、鋸のよくなもので二次的に切断されたのである。(4)と同様に、提灯奉行という職、地位にあつたことから、役得などにより進上物が贈られたのである。モミ属。

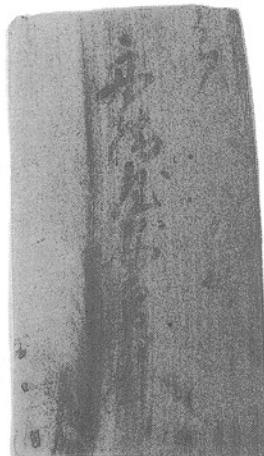
(6)は、文書様木簡である。借金証文のような記載であることから、借金証文の担保として貴重品を保管した箱書であったものであろう



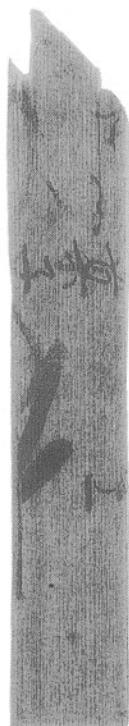
1997年出土の木簡



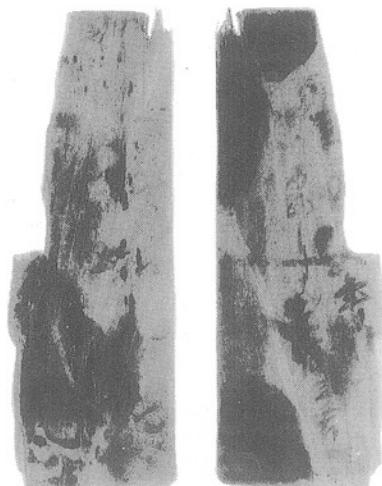
(6)



(5)



(7)



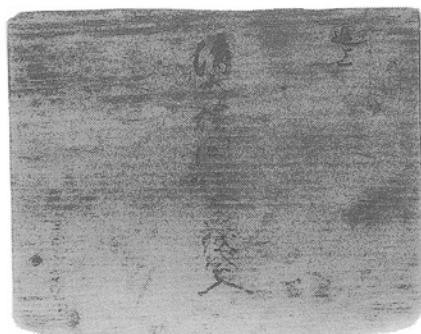
(14)



(12)

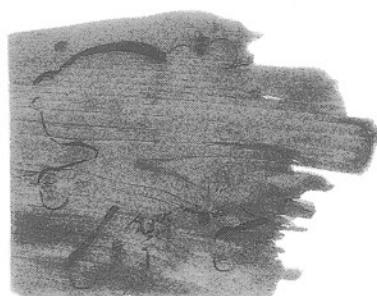


(13)



(3 : 10, (2)のみ 1 : 6)

(8)



(2)

(9) 「」

「」と
「」に

59×33×6 021

(7)は、「菓子」を納めた容器の蓋と思われる。居屋敷と考えられることから、根本善左衛門に、提灯奉行の職、地位による役得などから「(進)上」物が贈られたのであろう。スギ。

(8)は、「進上」物の容器の蓋で、京焼の一つである「清水焼」の箱書が確認された。出土遺物としては大変に稀なものと思われる。

一七〇〇年代の初頭に廃棄された遺物であることから、当時の古清水様式に代表される、胎土は黄褐色、錆絵か色絵の皿と推測される。

円形の皿とすれば、径が約四寸程度と思われる。但し、残念ながら、そうした遺物は共伴してはいない。提灯奉行の職、地位による役得などの「進上」物に、当時「清水焼」などの優品が含まれていたことは、今後の江戸遺跡における京焼の出土事例に参考になるものと思われる。モミ属。

(9)は、表には格子文を描き、その上に和歌らしきものが確認できる。その裏も和歌らしき記載が見受けられた。ヒノキ属。

⑤黒鉄者大縄地

一一一三号遺構(井戸)

(10) 「頭 」

一一一三号遺構(井戸)

122×46×5 011

118

(11) 「」

106×96×5 061

(10)は、黒鉄者の下級役人に、鰐の頭付が西木氏からの贈物として届いたものと思われる。ヒノキ属。

(11)は、容器の蓋と思われる。モミ属。

⑥横田甚右衛門屋敷

〇〇五六号遺構(井戸)

(12) 「○□手根□(焼印) □□□兵衛○」

229×(38)×3 011

(13) 「萬^カ萬」

・「萬^カ萬」

100×52×7 032

(14) 「^{享保十五年}正月平吉」

「」

212×(73)×6 081

1997年出土の木簡

- (15) 正味□□日
・正味□□日
・
(133)×(28)×3 081
- (16) ×駄之内
・×駄之内
・×半兵衛
(14) ×(28)×3 019
- (17) 「。小西孫□□」
・「。小西孫□□」
(18) 「楚醒□」
150×20×3 011
191×20×7 011
- (19) 代十五
・代十五
・代十五文
(46)×(18)×1 091
- (12) は、上下両端に木釘・孔がある。「本手」と焼印が捺されている。これは近年、江戸遺跡で確認されている漆製の手鏡の箱、鏡の「蓋」に、壺印と「本手」が焼印にて表記されている事例に類似している。当時「本手」とは、最良品という品質保証のような意味いで表記されていたようである（東京大学埋蔵文化財調査室の原祐一氏のご教示を得た）。ゆえに記載内容を検討すると「本手（製品名）（製作者名か贈答・売買品の送り主か納品先）」が考えられよう。上下両端に木釘・孔があることから、品物の容器などに打ち付けたものと思われる。焼印の次はさんざいの文字。ヒノキ属。
- (13) は、紐でくくり付けるような切り込みが中央の左右にある。あるいは上下に分割して利用するものを途中で捨てたものであろうか。文字はいずれも「萬」であるが、表面一字めは楷書体、表面二字めおよび裏面は草書体で記されている。モミ属。
- (14) は、四隅を墨で縁取りをしている。裏面には文字らしきものが読み取れるが、判読不能である。紀年銘らしい記載であることから、平吉の贈答品、購入品などの所有物に紀年銘を付記したものと推測される。表面の年号の次は干支か。ヒノキ属。
- (15) は裏面にも文字列あり。正確な数量を示したものと思われる。ヒノキ属。
- (16) は、下端の両角が面取りされている。スギまたはヒノキ科。
- (17) は、上端に孔あり。名前であれば名札のような製品か。ヒノキ属。
- (18) は、上端に行くほど薄くなるように整形される。三文字めは系偏の文字。ヒノキ属。
- (19) は、再利用のための削屑と推測される。値札の利用であろう。なお、木簡の釈読については、東京大学史料編纂所の宮崎勝美氏のご指導を賜った。型式番号は、可能な限り凡例に準拠したが、該当しないものも多い。近年の江戸遺跡でも木簡の出土例が増加して

おり（丸の内三丁目遺跡—本誌第一九号—東京都埋蔵文化財センターほか
「東京都千代田区丸ノ内三丁目遺跡—東京国際フォーラム建設予定地の江戸遺跡の調査」—東京都埋蔵文化財センター調査報告一七（一九九四年）。

汐留遺跡—本誌第一九号—汐留地区遺跡調査会「汐留遺跡」（一九九六年）、
東京都埋蔵文化財センター「汐留遺跡Ⅰ—旧汐留貨物駅跡地内の調査」—
東京都埋蔵文化財センター調査報告三七（一九九七年）。溜池遺跡—本誌未

報告—都内遺跡調査会「溜池遺跡—総理大臣官邸整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」（一九九六年）、木簡には独自の形態・用途が多いと推測されることから、近世独自の型式・用語・文意などを文献史学・考古学の両面から検討する必要が迫られていると思われる。今後の研究に期待したい。

9 関係文献

- レールシティ東開発株式会社・東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡
調査団『平成五年度千駄ヶ谷五丁目遺跡発掘調査概要報告書』（一九九四年）
同『平成六年度千駄ヶ谷五丁目遺跡発掘調査概要報告書Ⅱ』（一九九五年）
及川登・中野高久『最近の発掘から、江戸の武家屋敷と町屋、東京都千駄ヶ谷五丁目遺跡』（季刊考古学』六一 一九九七年）
千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会『東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡
本文編（第一分冊）』（一九九七年）

同『東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 遺構編（第Ⅱ分冊）』（一九九七年）

同『東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 遺物編（第Ⅲ-1、第Ⅲ-2分冊）』（一九九七年）

同『東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 文献編（第Ⅳ分冊）』（一九九七年）
(及川 登 〈台東区文化財調査会〉)